

仕 様 書

1 業務名

北九州市立高等学校アクティブラーニングルーム改修業務委託

2 目的

北九州市立高等学校における「探究的な学びを促進するアクティブラーニングルーム(旧商業実践室)」の更なる活用と教育の充実を図るため、什器等の既存設備の見直しやディスプレイ機器の設置、必要に応じた内装の改修を行うもの。

3 業務実施場所

北九州市立高等学校(北九州市戸畑区浅生1-10-1)
東棟3階アクティブラーニングルーム(旧商業実践室)

4 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日(金)まで

5 改修業務の概要

アクティブラーニングルームとしての機能やデザイン・施工・什器の調達等、改修業務を行うもの。

(1) 既存設備の撤去

内装の見直しに伴う什器、その他機材等を廃棄する際は、発注者の指定する場所に集積すること。

(2) 内装デザイン

以下の注意点を遵守し、内装のデザインを行うこと。

- ・ 生徒の自由な発想と主体的・対話的な学びを促進する場であることを意識したデザインを行うこと。
- ・ 前方の掲示板2枚を撤去後、壁面の補修・仕上げ等を行うこと。
- ・ 既存の木製収納については、デザインと機能の改善を行うこと。
- ・ 既存のウインドトリートメントを撤去後、更新すること。

※ ウインドトリートメント仕様

- ・ サイズ:2,000mm×2,000mm
- ・ 遮光性:遮光1級であること

(3) 物品の調達

次の什器、備品については必ず設置すること。また、選定にあたっては、内装デザインの一環として、色合い、形状等を決定すること。

ア 机・椅子

- ・ 移動可能なものであること。水平スタッキングが可能であること。
- ・ 各120脚以上を備えること。

イ ディスプレイ:4台

- ・ 画面サイズ:95 インチ以上
- ・ 画素:4K 対応
- ・ 入出力端子:HDMI、USB、ビデオ入力、LAN
- ・ 無線 LAN 機能が搭載されていること

ウ HDMI エクステンダー

※参考型番:VGA-EXHDLTL4(送信機)・VGA-EXHDLTR(受信機)

- ・ イのディスプレイ4台への4分配(最大4K 解像度)が可能であること。
- ・ 接続に必要な HDMI ケーブルや LAN ケーブル等も含む。

エ iPad ミラーリング機器

- ・ iPad(第10世代以上)の画面をイのディスプレイ4台に無線接続で投影が可能な機器であること

オ その他要件

- ・ (2)及び(3)で調達する物品は、未使用の新品とすること。
- ・ 環境負荷低減に配慮し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合する製品を可能な限り選定すること。

(4) その他

- ・ 開梱後に発生した段ボール等の開梱はすべて持ち帰ること。
- ・ 上記以外において、必要な事項については、独自で提案すること。

6 業務要件

- (1) 改修現場の確認及び施工図を提出すること。受注者は、当該改修の現状を調査して、業務実施計画書(工程案・レイアウト図案)を提出し、発注者の承認を得た上で業務を開始すること。
- (2) 業務によって生じた廃材等は、受注者が適正な方法で処理することとする。
- (3) 使用資材等は、安全性や環境に配慮したものを採用し、設計・施工についても安全性や耐震性等を確保すること。
- (4) 現地での作業時間は、契約期間の平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、騒音が懸念される作業については、土日・祝日の作業も含め事前に発注者と協議すること。

7 業務完了の検査

本業務完了時には、受注者の業務における責任者が立ち会い、発注者の確認を受けるものとする。

なお、安全管理上の課題等、学校施設に適さない瑕疵が判明した場合は、受注者は発注者と速やかに協議し、必要な措置を施したうえで再度、発注者の確認を受けるものとする。

8 成果物の納品

本業務において作成する書類は次のとおりとし、詳細については契約時に発注者と協議のうえで決定するものとする。

(1) 成果物

ア 施工図

イ 業務実施計画書(工程案及びレイアウト図案)

ウ 撤去した既存備品・什器等の一覧

エ 確定図面及び納品物品・什器等の一覧

オ 業務報告書(本業務で作成した全ての資料を整理し、とりまとめたもの)

(2) 提出方法

成果物は、原則として直接印刷が可能なデータ形式(MS-Word,MS-Excel,MS-PowerPoint 等)で発注者のメールアドレス宛に電子データで納品すること。ただし、容量が大きいなどの理由で電子メールでの納品が難しい場合には、CD-R もしくは DVD-R での納品も可とする。

(3) その他

ア 成果物を含む受注者にて作成した資料の著作権及び所有権は発注者に帰属するものとする。

イ 成果物の作成にあたり第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受注者の責任と費用をもって適正に処理すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。